

「こども・若者の声」を聴く仕組み

資料4-1

- ◆令和5年4月に施行された「こども基本法」第11条の規定により、自治体において、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされた。
(こどもまんなか実行計画で、国が法11条の自治体取組状況を調査し、公表することとされた)

【参考：こども基本法】

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

本市の取組

- ◆令和6年度に「こども・子育て支援会議」に2名の、令和7年度に「児童福祉審議会」に3名の「こども・若者委員」(18歳～29歳まで公募)をそれぞれ委嘱
(委員定員を増員するため、大阪市児童福祉審議会条例を令和7年4月に改正)
- ◆令和5年8月以降、こども施策について、思っていること、感じていることなどの声を聴くため、「こども・若者の声」を募集
(※国事業は「こども若者☆いけんぶらす」)
⇒寄せられた声に、本市の考え方をお答えするなどのフィードバックを実施
(令和7年10月までの延べ件数 234件 (113人))

「子ども・若者の声」を聴くための具体的な取組

- ・ 「大阪市こども計画（こども版）」の作成
「子ども・子育て支援会議」の「子ども・若者委員」の意見により作成
小中学校、図書館、子ども子育てプラザ等、子ども関連施設へ配付
さらに、デジタルブックを作成
- ・ 「子ども・若者の声」募集チラシを作成し、全小中学生に配付予定
- ・ 秋のこどもまんなか月間に合わせた周知

「子ども・若者の声」を募集します!

学生や子育て中の方などの声や意見を大事にして、こども施策に取り組んでいます。皆さんのが思っていること、提案をお聞かせください。

問い合わせ こども青少年局企画課
06-6208-8337 06-6202-7020

QRコード
詳しくは
こちら

意見・提案

対象 小・中学生、高校生、大学生、子育て中の方など39歳以下の方

例 子育てサービスや保育所などに関するご意見
一時保育を利用できる施設を増やしてほしい

例 学校や公園に関するご意見
もっと近所に公園がほしい

令和7年11月号 広報誌

- ・ X、LINE等SNSにより、「子ども・若者の声」募集を周知